

資格取得支援規程

(目的)

第1条 この規程は、介護付き有料老人ホーム ケアメディカルはなまき（以下「事業所」という。）の職員が、自発的意思に基づき自己研鑽や介護に関する技術の習得、資格取得等のための講習会や研修会（以下「資格取得研修」という。）への参加を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象範囲)

第2条 制度の適用を受けることができる者は、取得しようとする対象資格に関する業務に従事している者、または業務遂行上必要と認められる者で、資格取得後も継続して2年以上事業所の対象資格に関する業務に従事する者とする。

(支援対象事業)

第3条 事業所が支援する対象事業は、次の各号のとおりとする。

- ① 介護支援専門員
- ② 介護福祉士
- ③ 社会福祉主事
- ④ 介護福祉士実務者研修
- ⑤ 介護職員初任者研修
- ⑥ 喀痰吸引等研修
- ⑦ その他必要と認める資格・研修

(支援の内容)

第4条 事業所が支援する内容は次の各号のとおりとする。

- ① 介護支援専門員資格取得及び更新にかかわる受講料（全額）
- ② 介護福祉士資格取得にかかわる受講料（全額）
- ③ 社会福祉主事資格取得にかかわる受講料（全額）
- ④ 介護福祉士実務者研修資格取得にかかわる受講料（全額）
- ⑤ 介護職員初任者研修資格取得にかかわる受講料（全額）
- ⑥ 喀痰吸引研修にかかわる受講料（全額）
- ⑦ その他必要と認める資格取得の費用の支給（額はその都度決定する）

(申請の手続き)

第5条 事業所の支援を受けて資格取得研修を申請する職員は、様式第1「研修受講申請書」を施設長に提出しなければならない。

(承認手続き)

第6条 施設長は、申請書の内容と業務への支障の有無を勘案し可否を決定する。

(勤務の取り扱い)

第7条 職員が資格取得研修に参加する場合は、原則として公休又は年次有給休暇を充てるものとする。

(結果報告)

第8条 資格取得研修が終了または資格を取得した職員は、研修報告書を作成しその結果を速やかに施設長に報告しなければならない。

(費用助成)

第9条 資格取得研修が終了した職員は、様式第2「研修費用助成申請書」に必要な添付書類を添えて施設長に提出しなければならない。

- 2 施設長は、当該研修の報告書及び研修費用助成申請に基づき、助成金を支給する。

(返還義務)

第10条 資格取得研修終了後、以下に定める一定期間内に退職した場合は、第4条に規定する助成金の一部又は全額を返還しなければならない。

- ① 2年以内に退職した場合：助成金の全額
- ② 2年を超えて3年以内に退職した場合：助成金の50%
- 2 職員が虚偽の申請により不当に助成金の支給を受けたときは、その全部を返還しなければならない。

付 則

この規程は、2020年7月1日から施行する。